

令和8年度

吉川市若者資格等チャレンジ応援補助金

要申請

若者を応援！

資格は
限定しません！

申請は
いつでもOK！

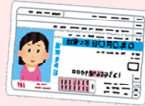
若者が直接社会とのかかわりを持ち、就労等につながる資格等取得を応援するため、資格等取得に係る受験料・受講料の一部を補助します。

たとえば、どんな資格を取るのにどのくらいのお金と期間がかかるの？



普通自動車

運転免許は・・・



金額：25万円から30万円程度

期間：2ヶ月から6ヶ月程度

電気工事士は・・・
(第二種の場合)



金額：5万円から10万円程度

期間：3ヶ月程度

ドローン操縦士は・・・
(二等免許の場合)



金額：20万円から40万円程度

期間：最短1ヶ月程度

※金額や期間は一般的なものとして掲載しております。

対象者(次の①から⑥のすべてを満たす方)

- ① 申請日時時点で吉川市に住所のある15歳(義務教育後)以上30歳未満の方
- ② 学校教育法第1条に定める学校(高等学校・大学等)に在籍していない方
- ③ 就労等につながる資格等を取得する方(ただし就労者・休職者は除く)
- ④ 申請者(本人、もしくは本人が18歳未満の場合は法定代理人)に市税等の滞納がない方
- ⑤ 国・県等から同一の資格等の取得に関する助成を受けていない方
- ⑥ 受験・受講の申し込み手続きをこれから行う方

補助金額

資格等を取得するために要した受験料・受講料の合計金額の2分の1の額
(100円未満の端数切り捨て)

上限5万円

※同一年度に一人1回限り

対象資格

若者が直接社会とつながるきっかけとなる資格

※資格は限定していません。

※講座を受講することで資格等を取得できるものも対象となります。

※試験等の合否は問いません。

Q&A

Q. 令和8年度に自動車運転免許と調理師免許の取得を考えています。どちらも申請の対象になりますか。

A. 同一年度に一人1回しか申請できませんので、令和7年度に2つの資格に対する申請はできませんが、年度が違えばどちらも申請できます。

Q. 保育士資格を通信で取得するのに、受講料を65,000円支払いました。

その後、試験の受験料に12,700円支払いました。いくら補助がもらえますか。

A. 補助の対象となる受講料は、受講することで資格等を取得できるものに限り、この場合、通信教育を受けなくても受験することはできるので、試験の受験料として支払った12,700円×1/2=6,350円の100円未満を切り捨てた6,300円が補助金額となります。



STEP ①:事前相談【面談】

申請者本人（本人が18歳未満の場合は法定代理人と同伴）が市役所に来庁し、子育て支援課担当者と面談をしていただきます。

面談後に担当者より申請者ご本人へご連絡させていただきます。

※ご希望の方は、事前にお電話もしくはメールでご予約をお願いします。

STEP ②:交付申請書の提出【申請者】

【添付書類】①取得する資格等の概要が分かる書類（申込書等）

②資格取得等に係る経費が分かる書類（ホームページやパンフレットの写し）

担当より連絡がありましたら、添付書類をお持ちいただき、子育て支援課窓口にて交付申請書をご提出ください。

STEP ③:交付決定【吉川市】

市から「吉川市若者資格等チャレンジ応援補助金交付決定通知書」を送付します。

STEP ④:実績報告書の提出【申請者】

【添付書類】受験料・受講料に係る領収書の写し

受験料・受講料の支払い後30日以内もしくは支払い年度末日のいずれか早い日までに、領収書写しを添付し、実績報告書を子育て支援課窓口にてご提出ください。

STEP ⑤:確定通知書の送付【吉川市】

市から「吉川市若者資格等チャレンジ応援補助金確定通知書」を送付します。

STEP ⑥:請求書の提出【申請者】

申請者が「吉川市若者資格等チャレンジ応援補助金交付請求書」を子育て支援課窓口にてご提出ください。

STEP ⑦:補助金の払い込み【吉川市】

市が実績報告書及び請求書を確認し、指定された口座に補助金を振り込みます。

STEP ⑧:資格等取得の確認【吉川市】

申請者にアンケートのご協力をいただき、資格等の取得状況を確認させていただきます。ご協力よろしくをお願いします。



お問い合わせ

吉川市役所こども福祉部子育て支援課

住所 吉川市きよみ野一丁目1番地

電話 048-940-6200

メール kosodate2@city.yoshikawa.saitama.jp